

穿池

〔東雅^二地輿〕池イケ 義不詳倭名抄に、玉篇を引て、畜水也と註せり、また籟イケスといふ事は、倭名抄に唐韻を引て、池水中編竹籟養魚也と註せり、我俗竹を編むものを籟といふあり、池にある竹籟なれば、イケスとはいふなり、

〔倭訓栞^{前編三}〕いけ 沼池をいふ、魚を生るより名づくる成べし、

〔年々隨筆^六〕日本紀に作云々池とあるは、新治の田の事なり、さるは山のふもとの小高き所に池をつくりて、そのあたりのやうく低くなり行所を田につくりて、水を沃ぎしなり、田どころはやうくひろごりて、そのかみまづいできたるは、いづこばかりともえりがたくなり行物なれば、此池は某天皇の某年某月作たりと、池にかけて語傳へたるなり、崇神天皇紀に、六十二年秋七月乙卯朔丙辰詔曰、農天下之大本也、民所以特以生也、今河内狹山、植田水少、是以其國百姓、怠於農事、其多開池溝、以寬民業とあるは、狹山に池を作そへて、もとよりある田に水をまかせたる事なれど、新開も同じ方にて、池より水をそぎたる物なれば、此文證據となすべきなり、さて此池をつくるといふは、庭の池水とはやうかはりて、平らかなる地を掘鑿ちて、水を湧しめたるにはあらず、山の尾ざきとくとをつきとめて、雨水雪みづをためたる物にて、萬葉集に水たまる池田などよめるは是なり、かくて冬十月、造依網池、十一月、作刈坂池、反折池などあるも、みな屯倉御縣のたぐひにて、公の田なり、日本紀にはかやうの子細多かるを、等閑に看過す事なれば、おどろかさんとてなん、

〔日本書紀^{崇神五}〕六十二年七月丙辰詔曰、農天下之大本也、民所特以生也、今河内狹山、植田水少、是以其國百姓、怠於農事、其多開池溝、以寬民業、十月、造依網池、十一月、作刈坂池、反折池、一云、天皇居桑間宮、造是三池也、

〔古事記^{崇神中}〕是之御世、作依網池、亦作輕之酒折池也、